

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日施行の学則については、第20条から第22条、第25条、第28条から第30条、第34条、第36条、第40条、第51条、第77条、第105条、第106条（第2項、第4項、第5項及び第6項を除く）及び第116条は、入学年度にかかわらず、この規定を適用する。
- 3 薬学部薬学科の収容定員は、第12条の規定にかかわらず、平成29年度から令和3年度までの間、次のとおりとする。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
薬 学 科	1,444	1,448	1,452	1,456	1,460

- 4 法学部各学科の収容定員は、第12条の規定にかかわらず、平成30年度から令和2年度までの間、次のとおりとする。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
法 律 学 科	1,883	1,966	2,049
公 共 政 策 学 科	850	900	950

- 5 文理学部各学科の収容定員は、第12条の規定にかかわらず、平成30年度から令和2年度までの間、次のとおりとする。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
哲 学 学 科	328	336	344
史 学 学 科	523	526	529
国 文 学 科	523	526	529
英 文 学 科	523	526	529
教 育 学 科	420	440	460
地 球 科 学 科	290	300	310
情 報 科 学 科	290	300	310
物 理 学 科	250	260	270

- 6 経済学部経済学科の収容定員は、第12条の規定にかかわらず、平成30年度から令和2年度までの間、次のとおりとする。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経 済 学 科	3,166	3,332	3,498

- 7 商学部商業学科の収容定員は、第12条の規定にかかわらず、平成30年度から令和2年度までの間、次のとおりとする。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
商 業 学 科	2,466	2,532	2,598

- 8 生産工学部各学科の収容定員は、第12条の規定にかかわらず、平成30年度から令和2年度までの間、次のとおりとする。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
機 械 工 学 科	738	756	774
電 気 電 子 工 学 科	656	672	688
土 木 工 学 科	738	756	774
建 築 工 学 科	738	756	774
応 用 分 子 化 学 科	656	672	688
マ ネ ジ メ ン ト 工 学 科	656	672	688
数 理 情 報 工 学 科	574	588	602
環 境 安 全 工 学 科	492	504	516
創 生 デ ザ イン 学 科	492	504	516

- 9 法学部第二部法律学科の収容定員は、第12条の規定にかかわらず、平成30年度から令和2年度までの間、次のとおりとする。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
法 律 学 科	1,100	1,000	900

- 10 大学院理工学研究科まちづくり工学専攻（博士後期課程）の収容定員は、第12条第2項の規定にかかわらず、令和元年度から令和2年度までの間、次のとおりとする。

	令和元年度	令和2年度
まちづくり工学専攻 （博士後期課程）	3	6

- 11 教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第87号）附則第五条（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）の適用を受けない者は、教職課程に関して、本学則の適用を受けるものとする。
- 12 平成30年度以前から在学する学生については、教職課程の履修に関して、本学則に定める授業科目を履修する必要があると認められる場合、本学則に定める授

業科目を履修することができるものとする。

- 13 令和元年度以前から在学する学生については、文理学部社会教育主事コースの履修に関しては、本学則に定める授業科目を履修する必要があると認められる場合、本学則に定める授業科目を履修することができるものとする。

